

令和4年度 箕輪町中間教室耐震診断業務委託 仕様書

- 1 業務名称 令和4年度 箕輪町中間教室耐震診断業務委託
- 2 履行期限 契約締結日から令和5年3月31日まで
但し、現地調査、部材確認等に日数を要する場合は、協議により期限延長可能
- 3 所在地 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 8473 番地 1

4 建物概要等

- (1) 建物名：箕輪町中間教室（健康福祉センター）
- (2) 面積：敷地 445.00 m²（借地）、建物：268.08 m²
- (3) 建築年月日：昭和50年3月26日
- (4) 建物構造：鉄骨 ALC 造平屋建て

5 業務内容

- (1) 建物の耐震診断を行い、耐震性能を判定するとともに、耐震補強方策を提案する。
- (2) 調査内容及び診断結果については報告書により提出し、耐震補強方策の提案については補強計画書及び設計図書等により提出する。
- (3) 調査部分について業務を再委託する時の委託先は、耐震診断に関する講習を受講した者とし、委託契約を提出するとともに、契約書の写し（委託金額を除く）と受講証の写しを提出すること。
 - ・診断の結果、耐震補強を必要としないと認めた時は、速やかにその旨を係員に報告する。
 - また、診断の結果、構造耐震指標（ I_s ）が0.3以下になる等により耐震補強が困難と認めた場合も同様に協議する。

6 診断方法等

- (1) 診断方法
 - ①「2011年改訂版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」（（財）日本建築防災協会発行）により診断を実施する。
 - ②診断により補強が必要とされる場合は、補強方法を検討するとともに設計図（概算工事費の積算を含む。）をもって補強方法を提案する。
なお、補強方法は、施設管理者及び係員と協議の上、建物使用上の制約や、経費及び施工性も考慮して提案するものとする。
 - ③上記の補強に当たっては、補強後に構造耐震指標（ I_s ）が0.6以上、かつ保有水平耐力に係る指標（ q 値）が1.0以上となるように検討する。
 - ④総合所見のまとめに当たっては、各項目の診断のほか、建物の特徴等を踏まえて総合的に考慮すること。

(2) 調査

診断を実施するにあたり、必要な調査及び試験を実施する。

- ①立地条件 建築概要、構造・規模・形式等
- ②建物の現状、被災等履歴等の履歴・用途変更・重量物の増減等
- ③躯体の状況

診断基準に基づき、次の事項を調査する。

- ・部材断面
- ・接合部
- ・柱脚
- ・基礎
- ・部材、接合部の発錆状況
- ・調査結果が設計図と相違する場合の再調査
- ・その他必要な事項

材質調査

- ・明らかな規格外部材の使用の有無

④非構造部材の調査

仕上げ部材の著しい劣化状況、剥落状況等に関する調査を行うと共に、外壁については非構造部材耐震指標（In 値）を算定する。

⑤その他

- ・その他気の付いた点は記録にとり、必要な写真や図面を貼り付けしておくこと。
- ・調査が不可能な場合は、その理由併せて明記しておくこと

7 提出書類

(1) 契約時提出書類

着手届、担当技術者届、調査業務計画書 A4、各 1 部

(2) 完了時提出書類

完了届、請求書、引渡書 A4、各 1 部

(3) 調査報告書の作成

成果品は A4 ファイル形式とし、その他図面は折りたたみとして 2 部提出すること。

- ①耐震診断表、耐震性能判定表
- ②各種診断、調査、試験測定の結果、写真、資料等
- ③躯体の状況の資料及び写真
- ④計算過程（計算方針、仮定、算定）
- ⑤構造補強方法の検討書（基本方針、概算見積）
- ⑥非構造部材診断結果
- ⑦作成図面（現況構造関係図面、耐震補強関係図面等）
図面データはJWW形式かCADデータ及びPDF形式とし、CDにて納品のこと。
- ⑧総合所見、打合せ記録等

8 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては係員及び調査建物管理者と十分な調整を行うこと。
なお、協議等の経過は記録すること。
- (2) 貸与する設計図（コピー）等は、係員の請求があったとき及び業務完了時に返却すること。
- (3) 計算に電算機を使用するときは、採用予定プログラムについて係員と協議すること。
- (4) 診断結果については、受託者から公表しない。
- (5) 現地での調査は、係員及び調査建物管理者と協議のうえ実施すること。
- (6) 調査・検査により躯体及び仕上げに損傷を与えた時は、原則として原型修復を行う。
- (7) 診断に当たっては、建築基準法、建築物の耐震診断の促進に関する法律(H17 告示第 2089 号を含む)等の関係法令等に留意すること。
- (8) その他、疑義が生じたときは、係員と協議すること。

(注)

- 1 同一の項目であっても、各構造の診断基準等の記載方法に相違がある場合は、それぞれの診断基準等の記載方法によっている。
- 2 補強の際の構造耐震指標は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」（令和3年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）における耐震安全性の分類（構造体Ⅱ類、建築非構造部材B類）を援用するものとする。

9 問い合わせ先

箕輪町教育委員会事務局 学校教育課 教育総務係

電話 0265-70-6603 FAX 0265-79-6368